

入 札 条 件 (測量・調査等用)																							
業 務 名 (番 号)	史跡飛鳥宮跡 物件補償調査業務委託 (8文財第9号)																						
履 行 期 間	着手の日から 令和8年10月30日 まで																						
開 札 日 時	令和8年8月19日(水) 午前11時00分～																						
今回の入札は下記の条件により行います。 1 共 通 事 項 別記事項のほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、奈良県契約規則(昭和39年規則第14号)その他の法令、規則などに基づいて行います。 2 条 件 事 項 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>入 札 方 法</td> <td>郵 送</td> <td>入 札 書 宛 先</td> <td>奈良県知事 山下 真</td> </tr> <tr> <td>入 札 回 数</td> <td>1回</td> <td>入 札 保 証 金</td> <td>免 除</td> </tr> <tr> <td>契約保証金</td> <td>奈良県契約規則第19条による</td> <td>前払金の請求</td> <td>不 可</td> </tr> <tr> <td>予 定 価 格</td> <td colspan="3">事前公表無し</td> </tr> <tr> <td>最低制限価格</td> <td colspan="3">設定無し</td> </tr> </tbody> </table> * 質問は7月28日(火) 午後4時 までにメールにて提出してください。 質問に対する回答は8月3日(月) 午後3時以降 にホームページに記載します。 3 入 札 辞 退 入札を辞退されるときは「入札辞退届」を提出してください。				入 札 方 法	郵 送	入 札 書 宛 先	奈良県知事 山下 真	入 札 回 数	1回	入 札 保 証 金	免 除	契約保証金	奈良県契約規則第19条による	前払金の請求	不 可	予 定 価 格	事前公表無し			最低制限価格	設定無し		
入 札 方 法	郵 送	入 札 書 宛 先	奈良県知事 山下 真																				
入 札 回 数	1回	入 札 保 証 金	免 除																				
契約保証金	奈良県契約規則第19条による	前払金の請求	不 可																				
予 定 価 格	事前公表無し																						
最低制限価格	設定無し																						
受 注 者 名		契約日	年 月 日																				
契 約 金 額 (内、消費税相当額及び地方消費税相当額)	円	着手日	年 月 日																				
	(円)	完成日	年 月 日																				
● 契約書類は落札決定後遅滞なく提出してください。																							

※閲覧後は、本仕様書を必ず文化財課まで返却してください。

奈良県 地域創造部

1. 入札者心得

- 1 入札室においては、静粛にしなければならない
- 2 入札者（その代理人を含む。以下同じ。）以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
- 3 入札者が入札しようとする場合は、係員に入札通知書を提示すること。また代理人の場合は、その委任状を提出しなければならない。
- 4 すでに投函した入札書の引き替え、変更又は取消しは認めない。
- 5 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 6 入札者は、入札に当たっては、他の入札者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書、技術提案書その他奈良県に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 7 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。
- ~~8 電子入札システムによる入札者は、電子証明書（ＩＣカード）を不正に使用してはならない。~~
- 9 入札者は、談合情報等があった場合には、発注者の事情聴取等に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。
- 10 入札者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。
また入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 11 次の各号に該当する入札は、無効又は失格とする。
 - (1) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (3) 同一入札者がなした2以上の入札
 - (4) 入札金額の訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
 - (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
 - (8) その他入札条件に違反した入札
- 12 落札価格は、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額である。
- 13 投函入札においては、入札手続き執行途中で入札参加可能者が3者未満となったときあるいは入札時に入札参加者が3者未満となった場合は、その段階で入札手続きまたは入札を中止する。

2. 提出書類

＜測量・調査業務＞

提出書類名	部数	備考
◎契約締結時		
1 測量・調査業務等委託契約書	2部	税込み額を記入のこと。 別途メールでも提出すること。
2 主任技術者通知書、経歴書	1部	…項目4参照
3 業務工程表	1部	
4 作業計画書	1部	
5 公共工事契約保証証券等	1部	…項目3参照
6 再委託（変更）承諾申請書、通知書	1部	…項目5参照
7 課税事業者届、免税事業者届	1部	
◎貸与品等		
1 貸与物品、支給品受領書	1部	受領したとき。
2 支給品精算書	1部	使用済み時、または年度末日
◎設計変更時		
1 変更契約書	2部	別途メールでも提出すること。
2 業務工程表（変更）	1部	
◎履行期間延期時		
1 変更契約書	2部	別途メールでも提出すること。
2 履行期間延期願	1部	
3 業務工程表（変更）	1部	
◎完了時		
1 作業完了届	1部	
2 引渡書	1部	
3 請求書	1部	
◎その他		
・口座振替申出書兼相手方登録依頼書	1部	代金支払口座を新規または 変更登録するとき。
（お願い）代金の支払口座については、完了払い、前払いを問わず、県内金融機関を優先 してご利用くださるようお願いします。		

3. 契約保証

落札者は、この契約締結と同時に、委託（請負）契約の債務不履行に備え、業務の完成を確保するための保証に付さなければなりません。

保証方式は**金銭的保証**とします。

- a. 保証を要する業務 … **奈良県契約規則第19条によります。**
 ただし、予定価格が1,000万円以上のものは、全て対象となります。

- b. 履行保証措置 … 下記のいずれかの方法による保証を行ってください。

- (1) 銀行保証（銀行等）
- (2) 公共工事契約保証（建設業保証㈱の各社）
- (3) 公共工事履行保証（損害保険会社）
- (4) 履行保証保険契約の締結（損害保険会社）…保険証券を寄託のこと。

※保証（保険）期間には、契約日を含みます。

契約変更があった時

- (1) 銀行保証の場合…発注者に保証内容変更契約書を提出のこと。
- (2) 公共工事契約保証の場合…保証会社に変更契約書（写）を提出のこと。
- (3) 公共工事履行保証の場合…発注者に異動承認書を提出のこと。
- (4) 履行保証保険契約締結の場合…発注者に異動承認書を提出のこと。

ただし、変更契約により当初契約額の30%を越える増額変更となったときは、履行保証の変更手続きを行うこと。

- c. 保証金額または保険金額 … 業務委託料（請負代金額）の10%以上

4. 技術者について

下記の者を選任して、氏名、その他必要な事項を届け出てください。

4. 測量・調査業務

- ・主任技術者…作業履行の技術上の管理を行う者

測量業務については、測量士で、高度な技術と十分な実務経験を有する者でなければなりません。

調査業務については、特記仕様書あるいは共通仕様書に定められている資格を有し、該当調査業務において十分な実務経験を有する者でなければなりません。

主任技術者は、常時雇用の者で、少なくとも3ヶ月以上の雇用関係にある者でなければなりません。また、担当技術者は、雇用関係にある者でなければなりません。

5. 再委託等について

- a. 業務を一括して再委託することと、設計図書で指定した主たる部分並びに設計図書で再委託を禁止した部分について第三者に委任し、または請け負わせてはいけません。
- b. 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは「**再委託（変更）承諾申請書**」及び「**再委託（変更）通知書**」を提出してください。

6. 業務実施上の注意

- a. 各業務とも設計仕様書のほか、奈良県土木部編「土木設計業務等委託必携」に記載の共通仕様書に基づき細心の注意を持って業務に当たること。
なお、契約書の様式は、奈良県ホームページに掲載しています。
◇<https://www.pref.nara.jp/27102.htm>
- b. 業務の実施に際して、事故や住民から苦情等があったときは、直ちに監督員に報告すること。
- c. 業務実施に必要な官公庁への諸手続は、原則として受注者が行うこと。

奈良県土木部編「土木設計業務等委託必携」は奈良県測量設計業協会で販売しています。

（奈良市八条3丁目650-7番地）
Tel 0742-63-2557

7. 著作権について

業務成果物が著作権法に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に、奈良県知事に無償譲渡するものとします。

また、著作者は当該著作物にかかる著作者人格権を行使しないことを保証するものとします。

8. その他

＜お願い＞

○県内金融機関の利用について

代金の支払いに係る振替先口座については、県内金融機関を優先してご利用くださるようお願いいたします。

＜お知らせ＞

- ① 本県においては、平成14年4月より、契約書に「談合等による解除」及び「損害賠償の予定」条項を設け、不正に対して今まで以上に厳正に臨むこととしております。
- ② 談合等と疑わしい事態が発生した場合には、全入札参加者から「工事費内訳書」を提出いただき、事情聴取することがありますのであらかじめご了承ください。

- ③ 契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。

- (1) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時土木設計業務等契約又は測量・調査等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
 - (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- ④ 上記③(8)の届出を怠った場合は、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止措置を行う場合があります。
- ⑤ 平成27年4月1日に奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）が施行されました。本業務を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。
- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
 - (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
 - (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

入札注意事項

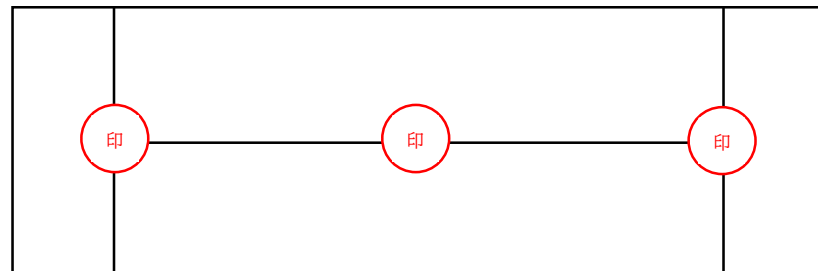
- (a)入札書の宛名は『奈良県知事 山下 真』です。
- (b)入札者は本人名義に限り、代理人の入札は認められません。
- (c)入札書は封筒に入れ、封書の表に「8 月 19 日開札 史跡飛鳥宮跡 物件補償調査業務委託 8 文財第 9 号 入札書在中」と明記し、併せて業務場所・業者名を記載してください。封筒は、代表者の印で封印してください。私印・会社印は失格とします。

(封筒の記載例)

【表】

8 月 19 日開札 史跡飛鳥宮跡 物件補償調査業務委託 8 文財第 9 号 入
札書在中
奈良県知事 山下 真 様
業務場所 ○○○○○○
業者名 ○○○○○○

【裏】



- (d)入札書は二重封筒とし、入札書および積算内訳書を入れた中封筒を表封筒に入れ、表封筒に「8 月 19 日開札 史跡飛鳥宮跡 物件補償調査業務委託 8 文財第 9 号 入札書在中」と朱書きのうえ、文化財課長あての親展とし、下記まで書留郵便でお送りください。

【送付先】〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 奈良県 地域創造部 文化財課長

(表封筒の記載例)

入札書を入れ封印した中封筒
を表封筒に入れて郵送

書留

文化財課長 殿 親展

8 月 19 日開札 史跡飛鳥宮跡 物件補償調査業務委託
8 文財第 9 号 入札書在中

(e)本業務の竣工期日は、令和 8 年 10 月 30 日(金)までとします。

(f)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(g)奈良県 地域創造部 文化財課分に係る設計業務の入札結果により、同一会計年度に、同一業者が連続(接続)した場所において工事を施工することになる場合は、諸経費を再計算して請負額を変更します。

(h)入札心得を熟読のうえ入札して下さい。

(i)設計図書に対する質問は 7 月 28 日(火) 午後 4 時まで、文書にてメールにより提出してください。送信後、必ず電話にて送信した旨の連絡をしてください。

【送付先】奈良県 地域創造部 文化財課 記念物・埋蔵文化財係

【メールアドレス】bunkaz@office.pref.nara.lg.jp

【TEL】0742-27-9866

※質問に対する回答は 8 月 3 日(月) 午後 3 時以降に、奈良県ホームページに記載します。

入札書の記載において、次の場合は、失格または無効となりますので、ご注意ください。

【入札書における失格・無効基準】

入札書

	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	
金												円

入札書の記入で鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用したものは失格

以下、無効
■金額の訂正
■金額の桁ずれ
■数字判読不能
■未記入

1 工事（業務）名 史跡飛鳥宮跡 物件補償調査業務委託

以下、失格
■工事（事業）名間違い
■未記入

2 工事（業務）番号 8文財第9号

以下、失格
■番号数字の違い
■未記入

3 工事（業務）場所 明日香村岡

以下、失格
■工事場所間違い
■未記入

4 入札保証金 免除 円

ただし、現金 - 円

代用証券 - 円

5 くじ番号 (001～999)

(入札説明書で求めている場合のみ)

記入不要

6 自己申告評価点 (0～100)

(入札説明書で求めている場合のみ)

小数点以下2桁まで記載

入札者心得を遵守のうえ、上記のとおり入札します。

令和 8 年 月 日

以下、失格
■公告日（入札通知日）～開札日の間以外の日付記入

奈良県知事 山下 真 殿

以下、失格
■市町村長等他団体あて

入札者 住所（所在地）

以下、無効
■誤脱・未記入
■印もれ・印影不明瞭

氏名（名 称）

印

以下、無効（代理人入札のとき）
■誤脱・未記入
■印もれ・印影不明瞭
■委任状と異なる印

記載例

日付、宛名、代表者名
及び押印は不要です。

所在地 ○○○
商号又は名称 ○○○

所在地、商号又は名称
を記入してください。

業務委託費内訳書

業務番号	第○○○号
業務名	○○○業務
業務場所	○○○市○○○

業務番号、業務名、
業務場所を記入してください。

工事区分・工種・種別	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
道路設計 (a)=(b)	式	1		○ ○ ○	レベル1
道路設計 (b)=(c)	式	1		○ ○ ○	レベル2
道路予備設計 (c)	式	1		○ ○ ○	レベル3
直接経費 (d)=(e)	式	1		○ ○ ○	レベル1
直接経費 (e)=(f)	式	1		○ ○ ○	レベル2
電子成果品作成費 (f)	式	1		○ ○ ○	レベル3
直接原価(その他原価を除く) (g)=(a)+(d)	式	1		○ ○ ○	
その他原価 (h)	式	1		○ ○ ○	
業務原価 (i)=(g)+(h)	式	1		○ ○ ○	
一般管理費等 (j)	式	1		○ ○ ○	
業務価格 (k)=(i)+(j) (入札書記載金額)				○ ○ ○	

レベル1の工事区分、レベル2の
工種、レベル3の種別ごとに金額
を記入してください。レベル3の
各計がレベル2、レベル2の各計
がレベル1になります。

各工種等の見積金額の総額(業
務価格)になります。この金額
は、入札書記載の金額と必ず同
額になります。

※本様式において誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じ、失格となることがあります。また、添付もれの場合は失格となります。

※レベル1、2、3の各計や、業務価格(入札書記載金額)で端数調整をすることのないようにしてください。

※1式計上により、単価欄は記載不要です。

特記仕様書

業務名 史跡飛鳥宮跡 物件補償調査業務委託(8 文財第 9 号)

箇所名 明日香村岡(史跡飛鳥宮跡内)

(適用範囲)

第 1 条 この特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)は、奈良県地域創造部文化財課における上記業務(以下「本業務」という。)に適用する。

(特記仕様書の遵守事項)

第 2 条 受注者は、測量・調査業務等委託契約書(以下「契約書」という。)及び用地調査等業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)に基づくほか、この特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

(基準等)

第 3 条 業務の履行にあたっては、契約書、共通仕様書のほか以下の基準等によるものとする。

- イ 奈良県の公共用地の取得に伴う損失補償基準
- ロ 奈良県の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則
- ハ 奈良県の公共事業の施行に伴う公共補償基準
- ニ 奈良県の公共事業の施行に伴う公共補償基準細則
- ホ 近畿地区用地対策連絡協議会 損失補償算定標準書
- ヘ 用地事務処理要領(昭和 49 年 4 月 1 日監第 19 号)
- ト 用地事務処理要領細則(平成 21 年 3 月 31 日用対第 163 号)

(監督職員)

第 4 条 契約書第 9 条に規定する「監督職員」とは、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、発注者が受注者に、発注者の権限の代理を行う者として、通知した者とする。

2 契約書第 9 条第 5 項の監督職員は、原則として監督員とする。

3 契約書第 14 条第 3 項の規定に基づく請求の書面の提出は、監督職員を経由しないで行うことができるものとする。

4 契約書第 42 条第 1 項の修補の請求において、不相当と認められるときは、受注者は、発注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。この場合の書面の提出は、監督職員を経由しないで行うことができるものとする。

(主任技術者)

第 5 条 「主任技術者」とは、以下のいずれかの資格等を有する者で、契約書第 11 条により、受注者が定めた者をいう。

イ 補償業務管理士(物件部門)

「補償業務管理士」とは、(一社)日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成 3 年 3 月 28 日理事会規程・以下「実施規程」という)第 14 条に基づき登録された者をいい、補償業務管理士に係る「部門」とは、実施規程第 3 条に掲げる各部門をいう。

ロ 補償業務管理者(物件部門)

「補償業務管理者」とは、補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第

1341 号・以下「登録規程」という)第 3 条に定める補償業務の管理をつかさどる専任の者をいい、補償業務管理者に係る「部門」とは、登録規程第 2 条第 1 項の別表に係る各部門をいう。
ハ 登録規程物件部門に係る補償業務に関し、7 年以上の実務経験を有する者。実務経験は起業者である発注者から直接に受託又は請け負ったものとする。

(照査技術者)

第 6 条 「照査技術者」とは、以下のいずれかの資格等を有する者で、契約書第 10 条により、受注者が定めた者をいう。

イ 補償業務管理士(物件部門)

ロ 補償業務管理者(物件部門)

ハ 登録規程物件部門に係る補償業務に関し、7 年以上の実務経験を有する者。実務経験は起業者である発注者から直接に受託又は請け負ったものとする。

(担当技術者)

第 7 条 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。

(適切な技術者の配置)

第 8 条 主任技術者、担当技術者及び照査技術者は、被補償者であってはならない。また被補償者の役員を兼ねてはならない。

(再委託の禁止等)

第 9 条 契約書第 7 条第 3 項に定める「軽微な部分」とは、共通仕様書第 8 条第 2 項に規定する部分の他、速記録の作成、トレース、模型製作、アンケート票の配布、電子納品の作成補助とする。

(施行上の義務及び心得)

第 10 条 受注者は、本業務の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一 本業務の履行期間中及び本業務の完了後においても、本業務を履行する上で知り得た発注者に係る情報及び権利者側の事情、成果物の内容等の本業務に関する情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。また、主任技術者、照査技術者、担当技術者及び本業務に従事させる受注者の使用人に対して、そのために必要な措置を講じなければならない。なお受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 66 条第 2 項第 1 号、第 67 条、第 176 条及び第 180 条の適用があり得ることに十分留意しなければならない。

二 共通仕様書第 10 条第 3 号について、主任技術者、照査技術者、担当技術者及び本業務に従事させる受注者の使用人に対して必要な措置を講じなければならない。

三 主任技術者をして、本業務の履行に関する指揮、監督、助言、評価その他の管理及び統括を適正に実施させなければならない。

2 本業務の履行に伴い、受注者が関係権利者に対して損害を及ぼした場合には、受注者の責任において当該関係権利者に対して損害の賠償を行わなければならない。

3 本業務の履行に関連して、受注者が第三者に及ぼした損害については、受注者の負担により当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならない。

(貸与品等)

第 11 条 本業務における貸与品等については次の各号のとおりとする。

- 一 用地測量成果(座標値データ、用地実測平面図等)

(立入り及び立会い)

第 12 条 本業務を行うための土地等の立入り調査は、主任技術者または担当技術者が立ち会って行わなければならない。

(身分証明書の携帯)

第 13 条 受注者は、必要に応じ、主任技術者、担当技術者及び本業務に従事させる受注者の使用人の身分証明書の交付を発注者に求めるものとする(様式第 1 号)。なお、受注者がこれらの者を変更した場合も、同様とする(様式第 2 号)。

- 2 発注者は、受注者が前項の規定により通知した主任技術者、担当技術者及び本業務に従事させる受注者の使用人について、その必要があると認めるときは身分証明書を交付するものとする。なお、受注者がこれらの者を変更した場合も、同様とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、交付した身分証明書を主任技術者、担当技術者及び本業務に従事させる受注者の使用人が携帯する必要がないと認められる期間、領置することができる。
- 4 第 2 項の交付を受けた受注者の主任技術者、担当技術者及び本業務に従事する受注者の使用人は、現地調査の業務を行うときは身分証明書を常時携帯しなければならない。権利者等から請求があったときは、速やかに身分証明書を提示しなければならない。
- 5 第 2 項の交付を受けた受注者の主任技術者、担当技術者及び本業務に従事する受注者の使用人は、交付を受けた身分証明書を亡失したときは、遅滞なく、監督職員に届け出なくてはならない。
- 6 受注者は、主任技術者、担当技術者及び本業務に従事させる受注者の使用人を変更したときは、変更され本業務に従事しないこととなる者の身分証明書を速やかに発注者に返納しなければならない。また本業務が完了したときは、速やかに、その他の全ての身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(成果物)

第 14 条 必要に応じ、目次及び頁を付す又は仕切紙若しくはインデックス等を付すことにより、成果物の内容が簡易に検索できるように措置すること。

- 2 共通仕様書、特記仕様書等に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。
- 3 提出する成果物は、別表に掲げる成果物とする。
- 4 本業務の成果物及び本業務の履行に伴い主任技術者、担当技術者又は本業務に従事した受注者の使用人が作成・調製したものが、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権は、当該著作物の発注者又は監督職員への引渡し時又は本業務の履行期間の満了の日の翌日のいずれか早い時において、無償で発注者が取得するものとし、受注者又は受注者の主任技術者、担当技術者若しくは本業務に従事した受注者の使用人は、同法に規定する著作権者人格権を行使しないものとする。

(成果物の提出部数等)

第 15 条 本業務の成果物については、電子データを格納した電子媒体(CD-R 等)を納品することとする。なお、電子データの形式は PDF によるものとし、PDF への変換が難しい場合の取扱いについては、別途監督職員と協議する。

- 2 電子媒体(CD-R等)は提出前に最新のデータにアップデートしたウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行い、提出する電子媒体(CD-R等)の表面に「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス(パターンファイル)定義年月日またはパターンファイル名」及び「チェック年月日(西暦表示)」を明記すること。
- 3 成果物は、書面による報告書を正本 1 部、電子媒体(CD-R等)にて 1 部提出するものとし、これによりがたい事情が生じた場合は別途監督職員より指示するものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

令和 8 年度 委 託 設 計 書 (当初 設計) 奈良県																			
所長		次長		主幹		庶務 工事 課長		計画 調整 課長		工務 課長		用地 課長		審査		係長		設計	
作 成 年 月 日		令和 8 年 6 月 1 5 日								工 事 概 要	当 初				変 更				
委 託 業 務 名		史跡飛鳥宮跡 物件補償調査業務委託									用地調査等業務一式								
工 事 番 号		8文財第9号																	
路線・河川名等		特別史跡飛鳥宮跡																	
委 託 箇 所		明日香村岡																	
当初設計金額 (変 更 前)		円								当初請負金額 (変 更 前)				円					
変更設計金額 (変 更 後)		円								変更請負金額 (変 更 後)				円					
変 更 請 負 金 額 計 算 式		(請負率) 少数第6位切捨て 当初請負額 ÷ 当初設計額 = 円÷ 円= (変更価格) 万円未満切捨て 変更設計工事価格 × 請負率 = 円× = 円 (変更消費税等相当額) 変更価格 × 消費税等率 = 円× = 円 (変更契約額) 変更価格+変更消費税等相当額 = 円+ 円= 円																	

事業費総括表				(当初 設計)	奈良県
費 目	事業費 (変更前)	事業費 (変更後)	摘 要		
事業費					
工事費					
本工事費					
測量及び試験費					
用地費					
補償費					
機械器具費					
営繕費					
工事雑費					
応急工事費					
事務費					

設 計 内 訳 書										
費目（項目1） 【レベル1】	種 別				数量	単位	業務単価	金額	摘 要	
	項目2 【レベル2】	項目3 【レベル3】	項目4	項目5						
1	直接人件費	共通	打合せ協議	打合せ協議	中間打合せ1回	1.0	1 業務			第1号代価表参照
2		共通	打合せ協議	打合せ協議	中間打合せ追加分	1.0	1 回			第2号代価表参照
3		共通	作業計画の策定	作業計画書の策定	—	1.0	1 業務			第3号代価表参照
4		建物等の調査	現地踏査	現地踏査	—	1.0	1 業務			第4号代価表参照
5		建物等の調査	建物の調査	木造建物の調査及び算定	木造建物C 70㎡未満	1.0	1 棟			第5号代価表参照
6		建物等の調査	工作物の調査	附帯工作物（敷地内の立竹木を含む）の調査及び算定	住宅敷地B 150㎡以上200㎡未満	1.0	1 戸			第6号代価表参照
7		営業その他の調査	動産に関する調査及び算定	倉庫	50㎡未満	1.0	1 事業所			第7号代価表参照
8		営業その他の調査	その他通損に関する算定	移転雑費	— 補償額算定	1.0	1 所有者又は世帯			第8号代価表参照
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
人件費				(A1)						
賃金				(A2)						
直接人件費				(A)=(A1)+(A2)						
材料費等（1円未満切捨て）				(B1)=(A)×7%						
旅費交通費				(B2)						
直接経費				(B)=(B1)+(B2)						
直接原価				(C)=(A)+(B)						
その他原価				(D)=(A)×{α/(1-α)} α=35% {}は%表示の小数第3位四捨五入						
業務原価				(E)=(C)+(D)						
一般管理費等				(F)=(E)×{β/(1-β)} β=35% {}は%表示の小数第3位四捨五入						
業務価格				(G')=(E)+(F)						
業務価格（1万円未満切捨て）				(G)						
消費税等相当額				(H)=(G)×10%						
合計				(G)+(H)						

第 1 号

代 価 表

項目 1 直接人件費
項目 2 共通
項目 3 打合せ協議
項目 4 打合せ協議
項目 5 中間打合せ 1 回
—

補正率 A 補正率 B

費 目	職 種	単 価 (円)	歩掛			費 用 (円)	摘 要
			歩掛	補正率	補正後歩掛 (少数第 3 位切捨て)		
人 件 費	主任技師						
	技師 A						
	技師 B						
	技師 C						
	技師 D						
計							(1 業務あたり)

第 2 号

代 価 表

項目 1 直接人件費
項目 2 共通
項目 3 打合せ協議
項目 4 打合せ協議
項目 5 中間打合せ追加分

—

補正率 A 補正率 B

費 目	職 種	単 価 (円)	歩掛			費 用 (円)	摘 要
			歩掛	補正率	補正後歩掛 (少数第 3 位切捨て)		
人 件 費	主任技師						
	技師 A						
	技師 B						
	技師 C						
	技師 D						
計							(1 回あたり)

第 3 号

代 価 表

項目 1 直接人件費
項目 2 共通
項目 3 作業計画の策定
項目 4 作業計画書の策定
項目 5 ー
 ー

補正率 A 補正率 B

費 目	職 種	単 価 (円)	歩掛			費 用 (円)	摘 要
			歩掛	補正率	補正後歩掛 (少数第 3 位切捨て)		
人 件 費	主任技師						
	技師 A						
	技師 B						
	技師 C						
	技師 D						
計							(1 業務あたり)

第 4 号

代 価 表

項目 1 直接人件費
項目 2 建物等の調査
項目 3 現地踏査
項目 4 現地踏査
項目 5 ー
ー

補正率 A 補正率 B

費 目	職 種	単 価 (円)	歩掛			費 用 (円)	摘 要
			歩掛	補正率	補正後歩掛 (少数第 3 位切捨て)		
人 件 費	主任技師						
	技師 A						
	技師 B						
	技師 C						
	技師 D						
計							(1 業務あたり)

第 5 号

代 価 表

項目 1 直接人件費
項目 2 建物等の調査
項目 3 建物の調査
項目 4 木造建物の調査及び算定
項目 5 木造建物 C
70㎡未満
補正率 A 補正率 B

費 目	職 種	単 価 (円)	歩掛			費 用 (円)	摘 要
			歩掛	補正率	補正後歩掛 (少数第 3 位切捨て)		
人 件 費	主任技師						
	技師 A						
	技師 B						
	技師 C						
	技師 D						
計							(1 棟あたり)

第 6 号

代 価 表

項目 1	直接人件費
項目 2	建物等の調査
項目 3	工作物の調査
項目 4	附帯工作物（敷地内の立竹木を含む）の調査及び算定
項目 5	住宅敷地 B
	150㎡以上200㎡未満
	補正率 A 補正率 B

費 目	職 種	単 価（円）	歩掛			費 用（円）	摘 要
			歩掛	補正率	補正後歩掛 （少数第 3 位切捨て）		
人 件 費	主任技師						
	技師 A						
	技師 B						
	技師 C						
	技師 D						
計							（ 1 戸あたり）

第 7 号

代 価 表

項目 1 直接人件費
項目 2 営業その他の調査
項目 3 動産に関する調査及び算定
項目 4 倉庫
項目 5 50㎡未満
—

補正率 A 補正率 B

費 目	職 種	単 価 (円)	歩掛			費 用 (円)	摘 要
			歩掛	補正率	補正後歩掛 (少数第 3 位切捨て)		
人 件 費	主任技師						
	技師 A						
	技師 B						
	技師 C						
	技師 D						
計							(1 事業所あたり)

第 8 号

代 価 表

項目 1 直接人件費
項目 2 営業その他の調査
項目 3 その他通損に関する算定
項目 4 移転雑費
項目 5 ー
補償額算定

補正率 A 補正率 B

費 目	職 種	単 価 (円)	歩掛			費 用 (円)	摘 要
			歩掛	補正率	補正後歩掛 (少数第 3 位切捨て)		
人 件 費	主任技師						
	技師 A						
	技師 B						
	技師 C						
	技師 D						
計							(1 所有者又は世帯あたり)

【位置図】史跡飛鳥宮跡 用地測量業務委託(8文財第2号)



